

山口市上下水道事業建設工事等の入札における入札条件 及び指示事項

1 趣旨

山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事並びに測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「業務委託」という。）において、入札により契約を締結する場合に、これに参加するものに対して提示する入札条件及び指示事項について定めるものである。

2 建設工事に係る入札条件

別紙 1 の 1 又は別紙 1 の 2 のとおりとする。

3 建設工事に係る指示事項

別紙 2 のとおりとする。

4 業務委託に係る入札条件

別紙 3 の 1 又は別紙 3 の 2 のとおりとする。

5 業務委託に係る指示事項

別紙 4 のとおりとする。

附 則

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

平成 23 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和元年 5 月 15 日から施行する。

入札条件（建設工事用）【消費税率 10%適用】

- 1 受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によるほか、「山口市配水管工事施行基準」、「山口市給水装置等工事施行基準」並びに「山口市配水管工事施工管理基準」によるものとする。

なお、港湾工事及び港湾海岸工事（工事名に「〇〇港」と付いている工事）の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」によること。

受注者は、建築工事の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」によること。公営住宅法による住宅建設の場合は、入札公告日又は指名通知日における最新の国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築木造工事標準仕様書」によること。
- 2 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。
- 3 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本件入札・当初契約における消費税率は改正後の10%を適用する（請負代金等の支払いにおいて一部又は全部に改正前の消費税率8%が適用される場合は、必要に応じて変更契約を締結する等の取扱いとする。）。
- 5 施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象となくなつた場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。
- 6 落札者は、現場説明書において契約の保証を「契約金額の100分の10以上」とした場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。
- 7 主任技術者又は監理技術者との間の雇用契約については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第315号）」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「2-4 監理技術者等の雇用関係」によること。

契約後の主任技術者又は監理技術者の変更は、「監理技術者制度運用マニュアル」における「2-2 監理技術者等の設置」の「(4) 監理技術者等の途中交代」に記載された事由による場合のみ認める。
- 8 現場代理人の配置については、「山口市上下水道事業現場代理人等取扱要領」による

こと。

- 9 受注者は、防塵シート等の使用、水質汚濁の防止又は低減、車両や重機等の洗浄施設を設置する等を実施し粉塵、悪臭、汚濁水等の発生抑制に努めること。
- 10 入札に当たって、入札書の金額の内訳となる工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書の取扱いについては、「山口市上下水道事業工事費内訳書取扱要領」によるものとする。
- 11 当該工事が、入札参加者からの技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である場合は、総合評価に関する事項を以下のとおりとする。
 - (1) 入札参加者は別に定める日までに、総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）を提出すること。また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。
 - (2) 技術提案資料とは、(3)で求める評価項目について入札参加者が必要事項を記載する資料のことをいう。
 - (3) 提出を求める評価項目及び配点等については、別添「技術提案の評価基準及び資料提出方法」のとおりとする。
 - (4) 技術提案資料について、別添「技術提案の評価基準及び資料提出方法」により各評価項目得点の合計（以下「加算点」という。）を算出する。
 - (5) 落札者の決定方法については以下のとおりとする。
 - ①標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除したものを評価値とする。
 - ②入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあり、また評価値が標準点を入札書比較価格で除した値（基準評価値）を下回らない者で、低入札価格調査制度において不落札でない者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。
 - (6) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また提出された技術提案資料は返却しない。
 - (7) 受注者については、技術提案資料の内容に沿った施工をすること。受注者の責めにより提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難な、あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を下表のとおり減点する。ただし、減点の上限は20点とする。また、不誠実な行為として取り扱うことがある。なお、技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。
 - (8) 「技能士等の活用」の項目において点を付与された場合、工事完成時に指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できる資料（工程表、日報等）を提出すること。提出された資料により指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。
 - (9) 「市内産資材の購入」又は「市内取扱業者（代理店）からの購入」により点を付与された場合には、工事完成時に市内産資材又は市内取扱業者（代理店）からの購入であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料（納品伝票の写し等）を提出すること。併せて、工事完成時には、請負工事代金にかかわらず「資材利用状況報告書」を提出すること。提出された資料により、発注者が指定した資材について、市内産資材の活用が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。
 - (10) 「市内企業の下請活用」の項目において点を付与された場合、下請契約の総額にかかわらず施工体系図を提出すること。また、この場合、100万円以上の下請負人（二次下請以降を含む）との契約締結後、契約内容及び契約額等が確認できる資料（契約書の写し等）を速やかに提出するものとし、下請負人との契約を変更する必要が生じた場合は、速やかに変更契約を締結し同資料及び

変更後の施工体系図を提出すること。また、工事完成時には、上記資料にあわせ請負工事代金にかかわらず「下請工事発注状況報告書」を提出すること。提出された資料により入札公告時に提示した要件に基づく「市内企業の下請活用」と同じ評価ができない場合は、(7)と同様の取扱いとする。

なお、この評価に当たり、当初100万円未満の下請工事が変更設計に伴う数量増等受注者の責によらない理由により100万円以上となった場合、及び当初100万円以上の下請工事の契約の額が変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により100万円未満となった場合は、当該下請工事は評価の対象としない。

ただし、変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により、当初100万円以上の下請工事が、全て100万円未満となった場合又は全てなくなった場合には、工事成績評定点の減点及び不誠実な行為としての取扱いは行わない。

(11) 契約締結後、受注者が上記7により配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者の変更を行う場合は、(7)と同様の取扱いとする。なお、配置技術者を変更する場合、入札公告時に提示した「施工経験」において評価対象とする工事は「受注者が変更を通知する日の属する年度の8年前の年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までに完成し、引き渡し完了した同種工事」とし、「継続学習取組状況」において評価対象とする取組状況は「受注者が変更を通知する日の属する年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までの間の任意の日から1年前の間」の取組状況とする。

(12) 契約締結前に入札参加者のやむを得ない事由による配置技術者の変更は、事後審査方式の場合に限り認める。この場合、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に、入札参加資格審査時までに変更しなければならない。なお、配置技術者を変更した場合でも、加算点の変更は行わない。ただし、配置技術者からのヒアリングを行った場合は、配置技術者の変更を認めない。

工事成績評定点減点一覧表

評価項目	評価の細目	減点
簡易な施工計画	発注者が求める施工上配慮すべき事項	5点
	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	5点
配置技術者の技術的能力	技士等の活用	5点
地域精進度・地域貢献度	市内資材の活用	5点
	市内取扱業者（代理店）からの購入	2.5点
	市内企業の下請活用	5点
その他		評価の細目ごとに3点

1.2 当該工事の施工に要する資材の使用、購入及び優先順位等については、以下のとおりとする。

(1) 受注者は、資材の調達に当たり、市内産資材の使用に努めること。市内産資材の使用が困難であると認められる場合は、県内産資材について同様の取扱いとし、市内取扱業者からの購入に努めること。市内取扱業者からの購入が困難であると認められる場合は、県内取扱業者について同様の取扱いとする。

(2) 使用材料については、「工事材料使用承認願（様式1）」により承諾を得ること。

(3) 1件あたり100万円以上のもので市内産資材を購入しない場合、及び市内取扱業者から購入しない場合は、山口市上下水道事業建設工事における元請・下請適正化指導要綱の規定により読み替える山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱第3条の規定によりその理由を付した書面を監督員に提出すること

入札条件（建設工事事用）【消費税率 8%適用】

- 1 受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によるほか、「山口市配水管工事施行基準」、「山口市給水装置等工事施行基準」並びに「山口市配水管工事施工管理基準」によるものとする。
 なお、港湾工事及び港湾海岸工事（工事名に「〇〇港」と付いている工事）の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」によること。
 受注者は、建築工事の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」によること。公営住宅法による住宅建設の場合は、入札公告日又は指名通知日における最新の国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築木造工事標準仕様書」によること。
- 2 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。
- 3 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（消費税相当額を含んだ金額）の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 なお、本件入札・当初契約における消費税率は改正前の 8% を適用する（請負代金等の支払いにおいて一部又は全部に改正後の消費税率 10% が適用される場合は、必要に応じて変更契約を締結する等の取扱いとする。）。
- 5 施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量 1 トン当たり 1,000 円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象となくなつた場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。
- 6 落札者は、現場説明書において契約の保証を「契約金額の 100 分の 10 以上」とした場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。
- 7 主任技術者又は監理技術者との間の雇用契約については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 315 号）」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「2-4 監理技術者等の雇用関係」によること。
 契約後の主任技術者又は監理技術者の変更は、「監理技術者制度運用マニュアル」における「2-2 監理技術者等の設置」の「(4) 監理技術者等の途中交代」に記載された事由による場合のみ認める。
- 8 現場代理人の配置については、「山口市上下水道事業現場代理人等取扱要領」による

こと。

- 9 受注者は、防塵シート等の使用、水質汚濁の防止又は低減、車両や重機等の洗浄施設を設置する等を実施し粉塵、悪臭、汚濁水等の発生抑制に努めること。
- 10 入札に当たって、入札書の金額の内訳となる工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書の取扱いについては、「山口市上下水道事業工事費内訳書取扱要領」によるものとする。
- 11 当該工事が、入札参加者からの技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である場合は、総合評価に関する事項を以下のとおりとする。
 - (1) 入札参加者は別に定める日までに、総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）を提出すること。また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。
 - (2) 技術提案資料とは、(3)で求める評価項目について入札参加者が必要事項を記載する資料のことをいう。
 - (3) 提出を求める評価項目及び配点等については、別添「技術提案の評価基準及び資料提出方法」のとおりとする。
 - (4) 技術提案資料について、別添「技術提案の評価基準及び資料提出方法」により各評価項目得点の合計（以下「加算点」という。）を算出する。
 - (5) 落札者の決定方法については以下のとおりとする。
 - ①標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除したものを評価値とする。
 - ②入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあり、また評価値が標準点を入札書比較価格で除した値（基準評価値）を下回らない者で、低入札価格調査制度において不落札でない者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。
 - (6) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また提出された技術提案資料は返却しない。
 - (7) 受注者については、技術提案資料の内容に沿った施工をすること。受注者の責めにより提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難な、あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を下表のとおり減点する。ただし、減点の上限は20点とする。また、不誠実な行為として取り扱うことがある。なお、技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。
 - (8) 「技能士等の活用」の項目において点を付与された場合、工事完成時に指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できる資料（工程表、日報等）を提出すること。提出された資料により指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。
 - (9) 「市内産資材の購入」又は「市内取扱業者（代理店）からの購入」により点を付与された場合には、工事完成時に市内産資材又は市内取扱業者（代理店）からの購入であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料（納品伝票の写し等）を提出すること。併せて、工事完成時には、請負工事代金にかかわらず「資材利用状況報告書」を提出すること。提出された資料により、発注者が指定した資材について、市内産資材の活用が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。
 - (10) 「市内企業の下請活用」の項目において点を付与された場合、下請契約の総額にかかわらず施工体系図を提出すること。また、この場合、100万円以上の下請負人（二次下請以降を含む）との契約締結後、契約内容及び契約額等が確認できる資料（契約書の写し等）を速やかに提出するものとし、下請負人との契約を変更する必要が生じた場合は、速やかに変更契約を締結し同資料及び

変更後の施工体系図を提出すること。また、工事完成時には、上記資料にあわせ請負工事代金にかかわらず「下請工事発注状況報告書」を提出すること。提出された資料により入札公告時に提示した要件に基づく「市内企業の下請活用」と同じ評価ができない場合は、(7)と同様の取扱いとする。

なお、この評価に当たり、当初100万円未満の下請工事が変更設計に伴う数量増等受注者の責によらない理由により100万円以上となった場合、及び当初100万円以上の下請工事の契約の額が変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により100万円未満となった場合は、当該下請工事は評価の対象としない。

ただし、変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により、当初100万円以上の下請工事が、全て100万円未満となった場合又は全てなくなった場合には、工事成績評定点の減点及び不誠実な行為としての取扱いは行わない。

(11) 契約締結後、受注者が上記7により配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者の変更を行う場合は、(7)と同様の取扱いとする。なお、配置技術者を変更する場合、入札公告時に提示した「施工経験」において評価対象とする工事は「受注者が変更を通知する日の属する年度の8年前の年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までに完成し、引き渡し完了した同種工事」とし、「継続学習取組状況」において評価対象とする取組状況は「受注者が変更を通知する日の属する年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までの間の任意の日から1年前の間」の取組状況とする。

(12) 契約締結前に入札参加者のやむを得ない事由による配置技術者の変更は、事後審査方式の場合に限り認める。この場合、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に、入札参加資格審査時までに変更しなければならない。なお、配置技術者を変更した場合でも、加算点の変更は行わない。ただし、配置技術者からのヒアリングを行った場合は、配置技術者の変更を認めない。

工事成績評定点減点一覧表

評価項目	評価の細目	減点
簡易な施工計画	発注者が求める施工上配慮すべき事項	5点
	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	5点
配置技術者の技術的能力	技士等の活用	5点
地域精進度・地域貢献度	市内資材の活用	5点
	市内取扱業者（代理店）からの購入	2.5点
	市内企業の下請活用	5点
その他		評価の細目ごとに3点

1.2 当該工事の施工に要する資材の使用、購入及び優先順位等については、以下のとおりとする。

(1) 受注者は、資材の調達に当たり、市内産資材の使用に努めること。市内産資材の使用が困難であると認められる場合は、県内産資材について同様の取扱いとし、市内取扱業者からの購入に努めること。市内取扱業者からの購入が困難であると認められる場合は、県内取扱業者について同様の取扱いとする。

(2) 使用材料については、「工事材料使用承認願（様式1）」により承諾を得ること。

(3) 1件あたり100万円以上のもので市内産資材を購入しない場合、及び市内取扱業者から購入しない場合は、山口市上下水道事業建設工事における元請・下請適正化指導要綱の規定により読み替える山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱第3条の規定によりその理由を付した書面を監督員に提出すること

指示事項（建設工事中用）

- 1 受注者は、下請負人を必要とする工事については、「山口市ふるさと産業振興条例」の趣旨を踏まえ、市内建設業者の活用に努めること。なお、市内建設業者を活用しない場合は、山口市上下水道事業建設工事における元請・下請適正化指導要綱の規定により読み替える山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）第3条の規定によりその理由を付した書面を監督員に提出すること。また、下請けの有無に関わらず、すべて「下請負人届予定表」を提出すること。
- 2 受注者は、下請契約を締結した場合は「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」を提出すること。
 なお、「下請負人届予定表」は工事着手前までに、また「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」は下請工事の着手前までに提出すること（入札公告及び指名通知時並びに請負契約締結時に配布する「適正な下請契約及び施工体制確保のための指示事項」による。）。
- 3 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約について
 平成30年10月1日以降に入札公告又は指名通知（随意契約を含む。）を行う工事のうち、下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式の場合は4,500万円）以上の工事について、受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者）と特別の事情により下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る）を締結しようとする場合は、あらかじめ理由書面を提出し発注者の承認を得ること。
- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房技術審議官により排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械の中から、仕様書で示した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。
 これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督員と協議し、承諾を得ること。なお、この場合、設計図書の取扱いは次のとおりとする。
 (1) 2次基準適合機種を指定した工種において、1次基準適合機種又は標準型機種を使用する場合には、発注者は、承諾した機種に応じ、設計図書の変更を行うものとする。また、1次基準適合機種を指定した工種において、標準型機種を使用する場合も同様とする。
 (2) 1次基準適合機種を指定した工種において、2次基準適合機種又は3次基準適合機種を使用する場合には、受注者は、発注者に対して承諾を受けた機種に応じ、設計図書を変更することを請求できるものとする。2次基準適合機種を指定した工種において、3次基準適合機種を使用する場合も同様とする。
 ※排出ガス対策型建設機械の指定状況については、国土交通省HPを参照のこと。
- 5 受注者は、指導要綱第11条の規定により下請工事を施工するまでに他のすべての元請負人及び下請人に対して、総括的に指導等を行う責任者を置き、下請負人指導責任者届を提出すること。
 また、下請契約（変更契約を含む。）を締結するとき又は下請工事完了後、検査、支払い等を行うときは、指導要綱第11条に規定する下請工事契約時チェックリスト及び下請工事完了後チェックリストを提出すること。
- 6 受注者は、工事請負代金額が3,000万円以上の工事については、完成検査

終了後2週間以内に「下請工事発注・資材利用状況報告書（様式2、様式3）」を提出すること。

- 7 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すると共にエコドライブ運転に努めること。

また、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督員に提出すること。

- 8 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

- 9 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月国土交通省）、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月環境省）に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督員に提出すること。また、工事完了後は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員に提出すること。再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。

なお、COBRISにより作成できない場合は、山口市ホームページに掲載（建設工事請負契約に関する提出書類等）の「再生資源利用（促進）計画書・実施書」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用（促進）実施書」のEXCELデータを提出すること。

※建設副産物情報交換システムは、建設副産物情報センターホームページを参照のこと。

設計図書の中で再生クラッシャーランの使用を明示した工事において、再生材の使用時期及び数量等の現場条件により、40km以内の再資源化施設からの供給が見込めない場合は、監督員と協議し新材を使用すること。

- 10 受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ（工事実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、完成検査合格後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更データを提出すること。

- 11 公共事業労務費調査への協力について

- (1) 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。
- (3) 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に

行うこと。

(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請工事の発注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めること。

1.2 施工合理化調査等への協力について

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

1.3 建設副産物実態調査への協力について

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

1.4 受注者は、施工監督業務の適正な履行を確保するため、現場技術業務が委託されている工事にあつては、別途通知する現場技術員の指示に従うこと。

1.5 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）の対象工事となった場合は、

(1) 工事契約日前までに、監督員へ説明書により説明を行うこと。

(2) 法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）第4条の規定する書類を監督員に提出すること。

(3) 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第4条に基づく書面に基づき作成される。

(4) 法第13条及び省令第4条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

①解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

②再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

(5) 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

1.6 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

(1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「山口市入札参加資格者に係る指名停止措置要領」別表の措置基準「3.1 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9ヶ月の指名停止措置を検討する。

(2) 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

1.7 工事現場に設置する「標示板」については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」及び「工事現場における大型の標示板について」によること。なお、記載内容、設置位置等については、監督員と事前に協議すること。

入札条件（業務委託用）【消費税率 10%適用】

- 1 受託者は、委託業務の実施に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。港湾事業に係る業務については、入札公告日又は指名通知日における最新の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」によること。
- 2 受託者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、本件入札・当初契約における消費税率は改正後の10%を適用する（請負代金等の支払いにおいて一部又は全部に改正前の消費税率8%が適用される場合は、それに応じた取扱いとする。）。
- 4 当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書及び特記仕様書のとおりとする。
- 5 設計図書及び特記仕様書で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

入札条件（業務委託用）【消費税率 8 % 適用】

- 1 受託者は、委託業務の実施に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。港湾事業に係る業務については、入札公告日又は指名通知日における最新の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」によること。
- 2 受託者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（消費税相当額を含んだ金額）の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、本件入札・当初契約における消費税率は改正前の 8 % を適用する（請負代金等の支払いにおいて一部又は全部に改正後の消費税率 10 % が適用される場合は、それに応じた取扱いとする。）。
- 4 当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書及び特記仕様書のとおりとする。
- 5 設計図書及び特記仕様書で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量 1 トン当たり 1,000 円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

指示事項（業務委託用）

1 業務委託の受託者は、請負代金額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督員の確認を受けた後に、JACICにフロッピーディスク又は、公衆回線を通じたオンラインにより提出するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、完了検査合格後10日以内とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から10日以内に変更データを登録すること。

2 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

- (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止措置要領」別表の措置基準「31 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9ヶ月の指名停止措置を検討する。
- (2) 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。